

道路整備に関する協議書

令和 年 月 日

越谷市道路建設課長 宛

提出日の日付を御記入下さい。

受 付 印

開発行為等に係る要請書に記入してある
開発指導課の受付番号を御記入下さい。

開 発 番 号	令和 年 月 日付 第 号		
開 発 地	開発地を御記入下さい。		
申 請 者	住 所	開発者の住所と氏名を御記入下さい。	
	氏 名		
連 絡 先	会 社 名	担当者	
	電 話 番 号		

返却の際に御連絡いたしますので御記入下さい。

注意事項(該当項目にシ点)

※工事の際は、近隣関係者と十分に調整して実施してください。

- 工事立会時に高さ等の調整があります。
- 舗装復旧の詳細については、中間検査時に指示します。
- 路面表示、標識等を復旧してください。
- 工事の支障の無いように、電柱の移設について調整してください。
- 工事完了後に写真(施工中・施工後)を提出してください。
- その他(下記事項)

赤枠の部分は記入しないでください！

越谷市「まちの整備に関する条例」に基づく道路整備に関する協議について

道路建設課と要請事項について調整した上で、
課協議の場合は2部、
協定書締結の場合は3部必要となります。

越谷市道路建設課

- ① 開発行為等事前協議により、道路建設課が道路整備を要請します。
- ② 必要書類にて、道路整備に関して協議します。(3部提出)
(連絡先:道路建設課(開発担当) 048-963-9202(課直通))

「必要書類」・・・3部(協定書添付、開発者控え、道路建設課控え)

表紙	道路整備に関する協議書(様式第1号) (開発番号は、開発指導課の受付番号)
図面	案内図(1/1500程度)
	土地利用計画図
	道路計画図(平面図、縦断図、横断図) ・・・道路高、排水勾配、排水先等
	道路施設構造図・・・車道組成、構造図等

「参考書類」・・・1部

開発行為等に係る要請書(開発指導課)のコピー

- ③ 協議終了(2部返却)後、開発指導課に1部提出。

必ず御用意ください。

※参考(検査について)

「立会の内容」

工事着手前に現地にて図面と照らし合わせて確認します。

「中間検査の内容」

構造物・路盤検査について、現地又は写真で確認をします。

計画高・延長・幅員の確認をします。

「完了検査の内容」

出来形図に基づき道路高・延長・幅員等の確認をします。

立会・中間検査・完了検査の日程の予約につきましては、
都市整備部 開発指導課に御連絡してください。
Tel048-963-9234 (課直通)

下記のサイトから様式をダウンロードする事ができます。

「越谷市ホームページ」→「くらし・手続き」→「道路・河川・施設管理」
→「ライブラリ」→「様式ダウンロード」→「申請書様式(道路整備に関する協議書)」